



Title	中國中古時期における姓氏と譜牒に関する研究 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	市村, 俊太郎
Citation	北海道大学. 博士(文学) 甲第15977号
Issue Date	2024-03-25
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/92050">http://hdl.handle.net/2115/92050</a>
Rights(URL)	<a href="https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/">https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/</a>
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Shuntaro_Ichimura_review.pdf (審査の要旨)



[Instructions for use](#)

# 學位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（文學）

氏名：市村 俊太郎

主査 教授 弮 和 順  
審査委員 副査 教授 近 藤 浩 之  
副査 准教授 梅 村 尚 樹

## 學位論文題名

中國中古時期における姓氏と譜牒に関する研究

### ・当該研究領域における本論文の研究成果

本論文は、中國の中古時期、すなわち兩漢期から南北朝期に至るまでの間、その社會における姓氏と譜牒の形式や構造、さらには同姓不婚および姓氏の改制などをめぐる議論をとりあげ、思想的および歴史的な側面から考究することを目的とし、①兩漢交代期における王莽の系譜資料「自本」、②後漢期における王符『潜夫論』志氏姓篇・五德志篇、③魏晉南北朝期における劉嘏と庾蔚之の説いた同姓不婚に関する議論、④北魏・北周期における婚姻に関する規制について、多角的に考察したものである。同論文の評価できる点として、以下の四点を挙げることができる。

第一に、王莽の系譜資料「自本」に記された姓氏の配置に着目し、その作成過程を解明するとともに、王氏と祖先を同じくする「姚」「嬌」「陳」「田」の四氏を自己の宗族に取り込む意圖があったこと、また、この四氏は、爵位や王莽の建てた宗廟の祭祀、皇室の屬籍を扱う秩宗の官職などを通じて、實際の政治上でも同族としての身分が保證されていたこと、さらに、後漢時代以降を視野に入れると、異姓をも含む「自本」の宗族像は、その形式自體が一つの畫期性を有していたことを指摘した点。

第二に、王符の撰した『潜夫論』志氏姓篇・五德志篇の構成は、伏羲から漢の劉氏までの各王朝創始者を五行相生の順に配當し、各姓氏の始祖と見なすものであることを論述し、ここでの姓氏観は、黄帝を多くの姓氏の始祖として集約させる帝繫説と對照的で、分節的な性質をもつものであり、その背景には、王符が當時の姓氏と系譜の亂れを問題視し、「本祖を推紀」するのを第一の目的としていたことを論述した上で、こうした王符の姿勢は、現實的な姓氏號より血統の理念を重要視する傾向があったことを解明した点。

第三に、中國では古くから同姓間の婚姻を規制する同姓不婚の慣習が存在する一方で、實際にいかなる範囲に基づき婚姻を制限するかについては、數多くの問題が存在したが、特に『通典』に見える議論をとりあげ、まず、劉嘏は、同姓の女性を娶ったことにより批判にさらされたのに反論し、婚姻の制限は表面的な姓によるのではなく、「始限」と「理終」という原理によって區切られた血縁範囲によるべきだと主張したこと、また、庾蔚之は、鄭玄の注釋を踏まえながら、「始限」と「理終」について詳細に説明したことを精緻に考證した上で、こうした兩者の同姓不婚説の意義は、同姓不婚を禮學に依據しつつも實踐可能な範囲に落とし込もうとしたことを明らかにし、その後の唐律の運用にも反映されたことに論及した点。

第四に、北魏孝文帝期における姓氏の改制と同姓婚の禁止令ならびに西魏北周期における賜姓策と親族の遠近による婚姻の制限令をとりあげ、それぞれの姓氏観について考察した上で、北魏時代では、孝文帝の改革に至るまで、鮮卑北族由來の姓のあり方が繼續され、可變的な姓が用いられる中で、氏族詳定と姓の漢化が行われたが、同姓不婚を法制度化するに際して、表面的な姓を重視す

る傾向があることを推論し、また続く西魏北周期では、姓氏の賜與など復古的な姓氏の扱いが見られる中で、五服に基づく婚姻規制が行われ、これは可變的な姓氏によって近親婚を防ぐ意識が働いたことを考究するとともに、結果として、北朝期の姓氏に対する素朴な認識が同姓不婚の制度化を可能とし、同時にその反省から、親族範囲に基づく婚姻制限が生じた可能性が高いことを示唆的に論じた点。

なお、本論文第一章は「王莽「自本」考」と題して、名古屋大學東洋史研究會『名古屋大學東洋史學研究報告』第四十六號（2022年）に掲載済、第二章は「『潜夫論』志氏姓篇考」として『中國哲學』第四十九號（北海道大學中國哲學會、2022年）に掲載済、第三章は「『通典』にみえる劉嘏・庾蔚之の同姓不婚説」と題して『中國哲學』第五十號（北海道大學中國哲學會、2023年）に掲載済である。いずれの論考も査讀を経たものであり、すでに學界において一定の評価を得ている。

最後に、審査を通じて、各章におけるそれぞれの論考は、明快でかつ説得力があり、また論文全體としても、一貫したテーマのもと、時代の流れに沿ってトピックをとりあげるなど、論旨を把握しやすいとの評を得た。その中で、従來の研究史の整理がやや不十分であることや、文獻讀解上、意味を理解し難い箇所があるなどといった指摘があった。しかし、申請者は、すでにこの点を自覺しており、また今後の研究の中で、これらの課題を克服することが期待できることから、本論文の意義を損なうものとはいえない。

#### ・學位授與に関する委員會の所見

以上の審査結果に基づき、本審査委員會は、全員一致して本論文が博士（文學）の學位を授與するに相應しいものであるとの結論に達した。